府　令

○内閣府令第四十号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年五月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） ［イ～ヌ　略］ ル　暗号資産交換業を行う者 ［ヲ～ラ　略］ （金融監督課の所掌事務） **第二十四条**　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ナ　略］ ラ　暗号資産交換業を行う者 ム　［略］ ［二・三　略］ （用地課の所掌事務） **第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十四　略］	（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　同上］ 三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） ［イ～ヌ　同上］ ル　仮想通貨交換業を行う者 ［ヲ～ラ　同上］ （金融監督課の所掌事務） **第二十四条**　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ナ　同上］ ラ　仮想通貨交換業を行う者 ム　［同上］ ［二・三　同上］ （用地課の所掌事務） **第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十四　同上］

十五　国土調査法第二十三条の四の規定による必要な情報及び資料の提供、国土調査の実施に関する助言を行う者の派遣又はあっせんその他必要な援助に関すること（地籍調査に係るものに限る。）。

十六・十七　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［号を加える。］

十五・十六　［同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○法務省令第三十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の規定に基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月一日　　法務大臣　三好　雅子

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録の認証） **第九条**　［1～6　略］ 7　前項の規定にかかわらず、嘱託人の申立てがあり、指定公証人が相当と認めるときは、嘱託人が指定公証人の面前において行う法第六十二条ノ六第一項第二号に掲げる行為（同条第二項に規定する宣誓をした上で行うものを除く。）は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によってすることができる。 ［8・9　略］	（電磁的記録の認証） **第九条**　［1～6　同上］ 7　前項の規定にかかわらず、同項に規定する嘱託をするために指定公証人に対し提供しなければならない情報であって認証を受けようとする情報と併せて提供しなければならないものが電気通信回線により指定公証人に送信して提供されている場合には、嘱託人が指定公証人の面前において行う法第六十二条ノ六第一項第二号に掲げる行為（同条第二項に規定する宣誓をした上で行うものを除く。）は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によってすることができる。 ［8・9　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年五月十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた嘱託に係る電磁的記録の認証に関する手続については、なお従前の例による。